

飼料用米の生産に初めて取り組む皆様へ

～ よくある疑問にお答えします ～

Ver. 5

平成27年6月

農林水産省



-
- ① 飼料用米への支援はこれからも続くのか。 1
 - ② 新たに飼料用米に取り組む場合に必要な手続を教えてください。 2
 - ③ 飼料用米の生産に取り組みたいが、売り先はどうやって確保したら良いのか。 . . . 3
 - ④ 保管場所等が新たに必要となるが、使える支援は何かないのか。 4
 - ⑤ 飼料用米にも農産物検査が必要になると聞いたが、どこで受ければ良いのか。 . . . 5
 - ⑥ 飼料用米を検査するための規格がどうなっているのか教えてください。 6
 - ⑦ 数量払いに対応して収量を上げたいのだが、多収品種の種粳はどこで手に
入れれば良いのか。 7
 - ⑧ 多収品種を作付けすると主食用米への混入が気になるが、どうしたら良いのか。 . . 8
 - ⑨ 飼料用米の集荷業者等が生産者に請求する手数料は、どのように決めたら良い
のか。 9

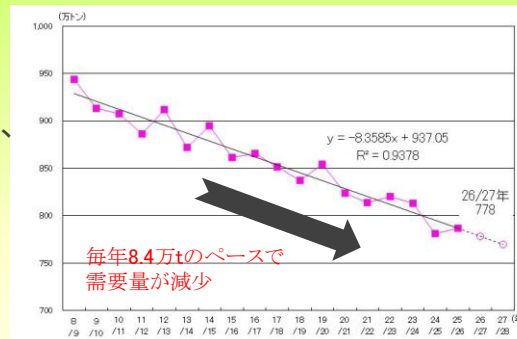
その① 飼料用米への支援はこれからも続くのか。

新たに飼料用米の作付けを検討しているが、飼料用米への支援がいつまで続くのか不安だ。

新たな食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定）において、飼料用米等の生産拡大を位置づけ（平成37年の生産努力目標110万トン）、その確実な達成に向けて、水田活用の直接支払交付金など必要な支援を行うこととしております。

【補 足】我が国においては、主食用米の需要が毎年8万トンずつ減少している中、需要に応じた生産を進めるとともに、水田のフル活用を図るため、主食用米から需要のある飼料用米などへの転換を進めていく必要があります。

《主食用米の需要量》



【食料・農業・農村基本計画】
・食料・農業・農村基本法（平成11年7月制定）に基づき策定
・今後10年程度先までの施策の方向性等を示す、農政の中長期的なビジョン



その② 新たに飼料用米に取り組む場合に必要な手順を教えてください。

新たに飼料用米に取り組
みたいが、どんな手続が必
要になるのかな。

飼料用米に取り組む場合、「新規需要米取
組計画書」を生産年の7月31日（27年産に
ついては、6月30日から1ヶ月延長）まで
に地方農政局又は地域センターへ提出してい
ただくと助成が受けられます。

【補 足】「新規需要米取組計画書」は、需要に応じた生産や主食用途
への流通防止のために作成いただくものです。

- 計画書の様式は、以下のHPからダウンロードできます。
需要に応じた米生産の推進に関する要領 > 「新規需要米関係」> 取組計画申請関係
<http://www.maff.go.jp/j/seisan/jyukyu/komeseisaku/>
- また、地域協議会、地方農政局、地域センターでも様式を配布しています。
- 必要な手続等について詳しく知りたい方は、お近くの地方農政局、地域センター
にお問い合わせください。



その③ 飼料用米の生産に取り組みたいが、売り先はどうやって確保したら良いのか。

飼料用米の生産に取り組みたいが、売り先はどうやって確保したら良いのかな。どこかで斡旋してくれたらなあ。

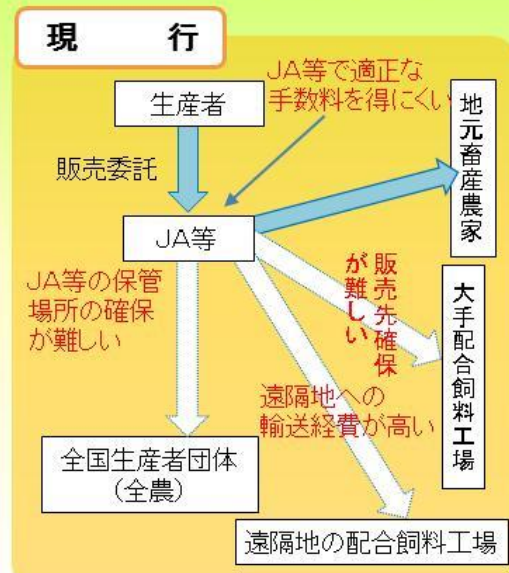
各地域で安心して飼料用米にお取り組みいただけるよう、現在、国・都道府県・地域農業再生協議会が連携し、**稲作農家と畜産農家とのマッチング活動を進めております。**

* 飼料用米の利用要望のある畜産農家の情報を知りたい方は、**お近くの地域再生協議会、都道府県、地方農政局、地域センター**にお問い合わせください。

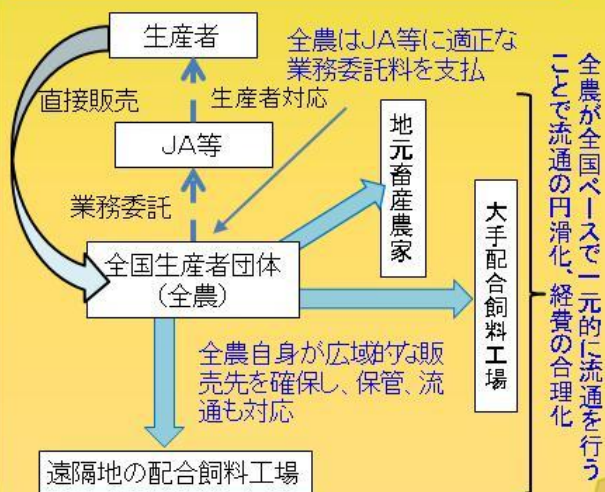
また、**全農**においては、**27年産の飼料用米**について、**60万トンの目標**を掲げ、**直接、生産者から飼料用米を買い取り、自ら保管・流通・販売するスキームを創設する方針**であり、飼料用米の拡大に取り組む上での課題解決に向けて大きく前進するものと考えています。



全農による飼料用米の直接買取スキーム



全農による直接買取スキーム導入後



その④ 保管場所等が新たに必要となるが、使える支援はないのか。

飼料用米の保管場所が新たに必要になるが、使える支援はないのかな。

農林水産省では、米の産地が利用するカントリーエレベーターや、畜産農家が利用する飼料用米の粉砕機・タンク等の導入などに対する支援を行っています。

なお、新たな投資を最小限にするためには、地域内で空いている既存施設を有効に活用することも重要です。

【補 足】飼料用米の保管等のための施設整備に対する支援

○強い農業づくり交付金（26補正：176億円の内数、27予算：231億円の内数）



例1
飼料用米のカントリーエレベーターの新設
(補助率1／2以内)



例2
TMRセンターへの飼料用米保管タンクの増設
(補助率1／3以内)

○飼料用米の利用拡大に向けた畜産機械リース事業（26補正：59億円）



例
米粉砕機、飼料保管タンク、混合機等の導入
(補助率1／2以内)

○攻めの農業実践緊急対策（25補正：350億円）



例
既存の野菜集出荷場を再編し、飼料用米保管施設へ転換
(補助率1／2以内)



例1:産地段階
バラ出荷施設導入
(補助率1／2以内)



例2:配合飼料工場段階
受入、保管、加工施設等の整備
(補助率1／3以内)

詳しくは、お近くの地方農政局、地域センターへお問い合わせください。



飼料用米にも農産物検査が必要になると聞いたが、どこで受ければ良いのかな。

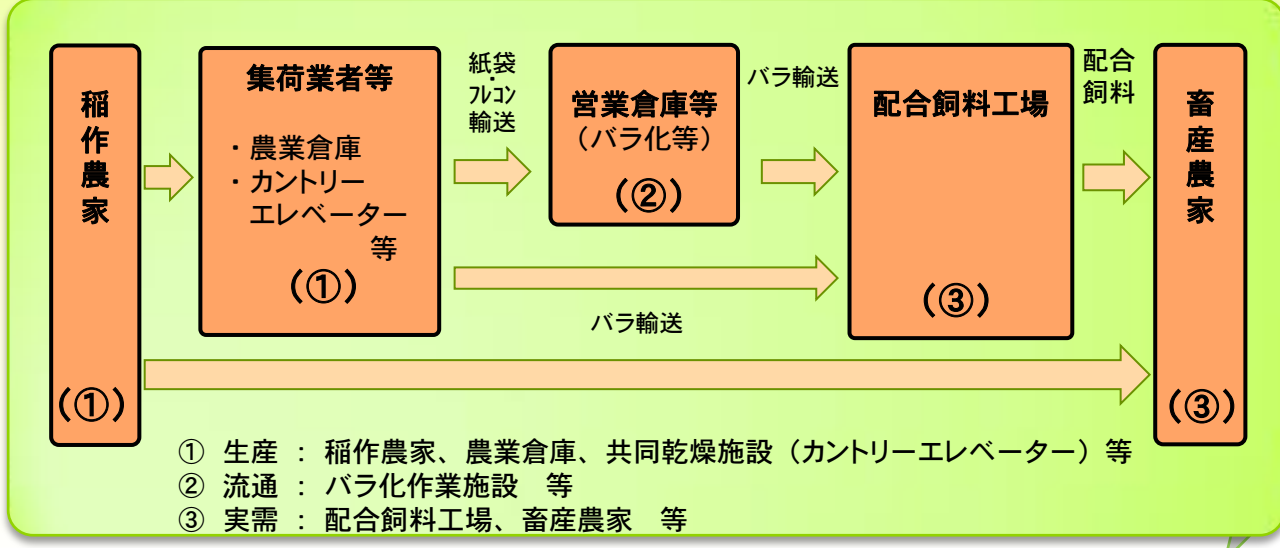
農産物検査は、登録検査機関が設定する検査場所で行います。

検査場所の設定に際しては、効率的な検査ができるよう、関係者で話し合うことが重要です。

また、農林水産省では、飼料用米を検査するための簡素な規格を制定しました。

【補 足】

- 飼料用米の数量確認は**農産物検査の枠組み**で行います。
- 飼料用米の検査場所は、登録検査機関が事前に設定した、**①生産、②流通、③実需**のいずれかの施設となります。
あらかじめ生産者、集荷業者、実需者や登録検査機関との間で検査場所の相談を行って下さい。



その⑥ 飼料用米を検査するための規格がどうなっているのか教えてほしい。

飼料用米を検査するための簡素な規格が制定されたと聞いたが、その内容はどうなっているのかな。

農林水産省では、飼料用米の生産・流通・利用の実態を踏まえ、
●銘柄(産地・品種)は設定しない
●等級区分は「合格」、「規格外」の2区分とする
●被害粒は「発芽粒」、「病害粒」、「芽くされ粒」に限定する
などの簡素な規格を制定しました。

飼料用米の農産物検査規格						
種類		飼料用もみ		飼料用玄米		
品 位	等級区分		合格			
	最高 限度	水分	14.5%		15.0%	
		被害粒	25%			
		異種穀粒	麦	1%	もみ	3%
			玄米及び麦を 除いたもの	1%	麦	1%
					もみ及び麦を 除いたもの	1%
		異物	2%		1%	
	規格外		合格の品位に適合しないもみ及び玄米であって、異種穀粒及び異物を50%以上混入していないもの			



数量払いに対応して収量を上げたいんだが、多収品種の種籾はどこで手に入るのかな。



多収品種の種子については、主に、
①都道府県種子協会による供給
②(一社)日本草地畜産種子協会による供給
が行われているところです。
多収品種での生産に取り組もうとお考えの場合は、都道府県の農産担当課にご相談ください。



【補 足】

- 多収品種導入のメリットを活かすためには、①地域に合った品種の導入、②品種に合った栽培方法の確立、③生産ほ場の団地化等が必要です。
- このため、まずは実証栽培等で多収品種に取り組みながら、作り慣れた一般品種の肥培管理等を工夫し、収量を上げることも有効です。

その⑧ 多収品種を作付けすると主食用米への混入が気になるが、 どうしたら良いのか。

多収品種を作付けすると、主食用米に混入しないか心配だな。



【補 足】

農林水産省では、多収品種の栽培上の留意点や混入防止対策等を整理した「多収品種に取り組むに当たって－多収品種の栽培マニュアル」を発行し、都道府県に配布しております。

また、以下のURLにも掲載しておりますので、ご参照ください。

<http://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/siryoyoumai.html>

主食用米への混入を防止するためには、ほ場の準備から収穫、乾燥・調製まで、様々な段階で混入防止策を組み合わせることが有効です。

多収品種による飼料用米の栽培方法や混入防止対策については最寄りの普及指導センターの技術指導をご活用いただけます。



その⑨ 飼料用米の集荷業者等が生産者に請求する手数料は、どのように決めたら良いのか。

飼料用米の集荷業者等
が生産者に請求する手数料は、
どのように決めたら
良いのかな。

飼料用米の集荷業者等が生産者に請求する
手数料については、人件費や事務費などの飼料
用米の販売事業に要する経費等を総合的に勘案
して、集荷業者等として適切な価格を設定する
ことが基本です。

【補 足】

- 飼料用米の取組の持続性に鑑みれば、集荷業者等から生産者に対して、十分説明を行い、生産者の理解を得た上で手数料を設定することが重要です。
- なお、飼料用米の生産者に対しては、水田活用の直接支払交付金による助成が措置されているところですが、交付金単価については、乾燥調製・保管や販売等にかかる一般的な経費を勘案して設定しており、手数料については、このことも踏まえ、設定されるものと考えています。

